

令和2年4月12日

有権者の皆様へ

魚津市選挙管理委員会

新型コロナウイルスの感染拡大が懸念される状況下での魚津市議会議員選挙及び魚津市長選挙の執行について

現在、世界各地で感染者数が急増している新型コロナウイルス感染症につきまして、富山県内においても4月12日現在、30名の感染者が報告されるなど、感染の急速な拡大が懸念されております。

このような状況において、感染の拡大防止のため、小中学校の休校や外出の自粛が要請されている中、「なぜこの時期に選挙を行うのか」といった意見を多くいただいているところです。

選挙管理委員会では、選挙の日程につきまして、投票時期の延長も含め、さまざまな可能性を検討したところでありますが、現行法の下では、延長が可能な期間は現職の市長・市議会議員の任期である令和2年5月9日までであり、この期間内での新型コロナウイルス感染の収束は、現段階では見込めない状況です。

特例として、過去に「阪神・淡路大震災」「東日本大震災」発生時において、選挙期日及び任期を延長する特例法が制定されておりますが、国において現段階では制定の見込みはなく、現行法に基づき選挙を執行するよう通知を受けております。

このような中では、今執行予定の選挙を、できる限りの感染症予防対策を実施した上で、執行する以外に方法はないと判断いたしました。

新型コロナウイルスの感染拡大については、誰もが不安を抱いているところと存じております。魚津市ホームページに記載のとおり、今回の選挙が、断じて感染拡大の原因とならないよう取り組んでまいりますので、有権者のみなさまにおかれましては、選挙の執行に際し、ご理解とご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

【参考】令和2年4月7日（火）参議院議院運営委員会における
安倍総理大臣の答弁（抜粋）
（「緊急事態宣言」の対象地域では選挙延期すべきとの質問に対し）

令和2年4月7日(火) 参議院議院運営委員会
安倍総理大臣答弁(抜粋)

選挙はですね、住民の代表を決める民主主義の根幹をなすものでありまして、任期が到来すれば、決められたルールの下で次の代表を選ぶというのが民主主義の大原則であって、不要不急の外出には当たらないと考えています。

これまで、選挙期日及び任期を延長する特例法が制定されたのは、「阪神・淡路大震災」及び「東日本大震災」の2例のみであります。

これは、有権者の把握や施設確保などの観点から、選挙の管理執行が物理的に困難であったことによるものでありまして、被災地の選挙管理委員会からの要請を受けて、特例法を制定したものと認識をしています。

政府としては、選挙を実施する場合には、投票所における感染防止対策の徹底や、期日前投票の積極的な利用により、投票所に人が集中することを避ける取組を要請しているところであります。

引き続き、新型コロナウイルス感染症の動向に注意をしつつ、各地で執行される選挙が滞りなく執行できるように努めてまいりたいと思います。